

九 第十条の八第一項の規定による猟銃又は空氣銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る猟銃又は空氣銃を同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

十 第十条の八の二第一項の規定によるクロスボウの保管の委託を受けた者がその委託に係るクロスボウを同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

十一 第十八条の二第一項の規定による承認を受けた刀劍類の製作をする者がその製作したものを製作のために従つて所持する場合

十二 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びよう打銃、建設用綱索發射銃、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲の製造を業とする者（以下「捕鯨用標識銃等製造事業者」という。）がその製造に係るもの（捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合については、次号に規定する捕鯨用標識銃等販売事業者又は同条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

十三 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの製作をする者（以下「クロスボウ製造事業者」といふ。）がその製造に係るもの（当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したものを業務のために所持する場合）を業務のため所持する場合

十四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの販売を業とする者（以下「クロスボウ販売事業者」といふ。）がクロスボウ製造事業者、クロスボウ販売事業者、第四条の規定による許可を受けた者（以下「クロスボウ製造事業者、クロスボウ販売事業者、クロスボウ販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合）を業務のため所持する場合

十五 第十号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出た輸出のための刀劍類の製作を業とする者がその製作に係るもの（当該刀劍類について輸出の取扱いを委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

十六 第十号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出た輸出のための刀劍類の製作を業とする者がその製作に係るもの（当該刀劍類について輸出の取扱いを委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

十七 第四条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻醉、と殺又は漁業、建設等の所持の許可を受けた者の監督の下に入命救助、動物麻醉、と殺又は当該産業の作業に従事する者（許可を受けた者があらかじめ住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこれららの規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地）を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。第十一条第三項において「人命救助等に従事する者」といふ。）は、前項の規定にかかるわらず、許可に係る銃砲等を許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持することができる。

十八 第一項第四号の六、第四号の七及び第七号から第十五号までに規定する者の使用人（当該各号に規定する者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。）がそれぞれ当該各号に規定する者の業務のため所持する場合

十九 第十条の五第一項の規定による拳銃実包の保管の委託を受けた者がその委託に係る拳銃実包を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

二十 武器等製造法の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であつてその製造に係る銃砲（猟銃等製造事業者が修理をする銃砲）について、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持するものが、当該銃砲に適合する拳銃実包を当該業務のため所持する場合

二十一 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

二十二 前二号の所持に供するため必要な細目は、内閣府令で定める。

二十三条の二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃の銃身、機関部体、回転弾倉又はスライド（以下「拳銃部品」といふ。）を所持してはならない。

二十四 法令に基づき職務のため拳銃を所持することができる者がその職務のため所持する場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受けた場合

三 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けたことができる拳銃実包を譲り受ける場合
(発射の禁止)

第四条 百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かつて、又はこれらの場所(銃砲で射撃を行う施設(以下「射撃場」という。)であつて内閣府令で定めるものを除く。)若しくはこれらの乗物において拳銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該拳銃等を発射する場合は、この限りでない。

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃若しくは空氣銃(空氣拳銃を除く。)又はクロスボウを所持しようとする者(第五号の二又は第五号の三に該当する者を除く。)

二 人命救助、動物麻醉、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃、救命用信号銃、麻醉銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃その他産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者

二の二 動物麻醉又は漁業その他の産業の用途に供するため必要なクロスボウを所持しようとする者

三 政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲等を所持しようとする者

四 國際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の拳銃射撃競技又は空氣拳銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当

五 國際的又は全国的な規模で開催される政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技会における運動競技の審査用信号銃又は拳銃を所持しようとするもの

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する猿銃等射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

五の三 クロスボウ射撃資格者に対するクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の指導に従事するクロスボウ射撃指導員で、当該指導の用途に供するためクロスボウを所持しようとするもの

六 狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、漁業又は建設業の用途に供するため必要な刀剣類を所持しようとする者

七 祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般的の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者

八 演劇、舞踊その他の芸能の公演で銃砲等（拳銃等を除く。以下この項において同じ。）又は刀剣類を所持することがやむを得ないと認められるものの用途に供するため、銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者

九 博覽会その他これに類する催しにおいて展示の用途に供するため、銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者

十 都道府県公安委員会は、銃砲等又は刀剣類の所持に関する危害予防上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の規定による許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

3 第一項第四号の政令で定める者が行う推薦は、國家公安委員会規則で定める数の範囲内において行うものとする。

4 第一項第四号、第八号及び第九号の規定による許可是、政令で定めるところにより、期間を定めて行うものとする。

5 法人がその代表者又は代理人、使用人その他の従業者に第一項各号に規定する用途に供するため銃砲等又は刀剣類を持たせようとする場合における同項の規定による許可については、現に銃砲等又は刀剣類を持持しようとする法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないものとする。

(許可の申請)

第六条の二 前条の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日

二 銃砲等又は刀剣類の種類（内閣府令で定める獵銃の種類を含む。）

三 銃砲等又は刀剣類の所持の目的

四 その他内閣府令で定める事項

前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

前項に定めるもののほか、第一項の許可申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(認知機能検査)

第六条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の中の者は、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成九年法律第二十三号）第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症であるかどうかについて、その指

第四条の四 第四条の規定による許可を受けた者は、銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた場合においては、その所持することとなつた日から起算して十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、その所持することとなつた銃砲等又は刀剣類が当該許可に係る銃砲等又は刀剣類であるかどうかについて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する獵銃又は空氣銃が当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、内閣府令で定めるところにより、当該許可に係るクロスボウが当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、内閣府令で定めるところにより、当該許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものを執ることを命ずることができる。

(許可の基準)

第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはそとの添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一 十八歳に満たない者(空氣銃の所持の許可を受けようとする者で、国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空氣銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦されたものにあつては、十四歳に満たない者)

二 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲等若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気とし政令で定めるものにかかるつては、介

2 都道府県公安委員会は、前条第七項の規定により拳銃部品を提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。

3 前項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、当該仮領置された拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けている者若しくはその拳銃部品を相続により取得した者から当該拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等の製造法の武器製造事業者以外の者にあつては、当該拳銃部品に適合する拳銃について第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。）又は当該拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けていた者若しくは当該拳銃部品を相続により取得した者であつて当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けたものが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。

4 前条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した拳銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「次条第二項」と、「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

第九条 第四条の規定による許可を受けて銃砲等を所持する者が当該許可に係る銃砲等を武器等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置するに譲り渡す場合においては、当該許可と共にしなければならない。この場合においては、第八条第二項第一号の規定は、適用しない。

2 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者若しくは空気銃又はクロスボウを所持する者が当該許可に係る銃砲等若しくは空気銃又はクロスボウを武器等製造法の銃砲等販売事業者又はクロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場における当該拳銃部品を所持しないことは、当該期間に限り、第三条の二第一項の規定は、適用しない。

若しくは練習射撃場を設置する者に譲り渡す場合において、当該許可証にその他の猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、前項の規定にかかるわらず、当該許可証を提示してしなければならない。

3 第一項の場合においては、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者が、譲渡人の譲渡承諾書を添えて、速やかに事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

(指定射撃場の指定等)

第九条の二 都道府県公安委員会は、射撃場のうち、その位置及び構造設備がその射撃を行う銃砲の種類ごとに内閣府令で定める基準に適合するし、かつ、当該射撃場を設置する者及び管理する者並びにその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものを、当該射撃場を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）の申請に基づき、当該種類の銃砲に係る指定射撃場として指定することができる。

2 都道府県公安委員会は、指定射撃場が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合には、その指定を解除することができる。

3 第一項の申請の手続その他指定射撃場の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(猟銃等射撃指導員)

第九条の三 都道府県公安委員会は、猟銃又は空気銃の操作及び射撃に関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、猟銃等射撃指導員として指定することができる。

2 都道府県公安委員会は、猟銃等射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

3 第一項の申請の手続その他猟銃等射撃指導員の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(クロスボウ射撃指導員)

2 都道府県公安委員会は、クロスボウ射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合は、その指定を解除することができる。

3 第一項の申請の手続その他クロスボウ射撃指導員の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(教習射撃場の指定等)

第九条の四 都道府県公安委員会は、猟銃に係る指定射撃場のうち、次の各号のいずれにも該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の猟銃に係る教習射撃場として指定することができる。

一 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合していること。

二 猟銃等射撃指導員として指定された者であつて、内閣府令で定める基準に適合するもの（以下「教習射撃指導員」という。）が置かれていること。

3 都道府県公安委員会は、教習射撃指導員がその業務に関し不正な行為をしたとき、又はこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したときは、教習射撃場を管理する者に対し、その解任を命ずることができる。

4 第一項の申請の手続その他教習射撃場の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(射撃教習)

第九条の五 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者（第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、第五条の四第一項の技能検定を受ける場合を除き、教習射撃場において射撃教習（教習射撃指導員が政令で定めるところにより次条第二項の教習用備付け銃を使用して行う猟銃の操作及び射撃に関する技能の教習をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 射撃教習を受けようとする者は、その所持しようとする猟銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、射撃教習を受ける資格の認定を受けなければならぬ。

ばならない。この場合において、都道府県公安局委員会は、その者が第五条の四第一項ただし書に規定する者に規定する者に該当する場合を除き、その認定を行ひ、政令で定めるところにより、有効期間を定めて教習資格認定証を交付しなければならない。

3 都道府県公安局委員会は、前項の認定を受けた者が、第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当することとなつたときは、前項の認定を取り消すものとする。この場合において、認定を取り消された者は、教習資格認定証を返納しなければならない。

4 第四条の二の規定は第二項の認定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は教習資格認定証について準用する。

5 教習射撃場を管理する者は、政令で定めることにより、当該教習射撃場において射撃教習を受け、その課程を修了したと認定した者に対してし、教習修了証明書を交付しなければならない。

(教習用備付け銃)

第六章 教習射撃場

第九条の六 教習射撃場を設置する者は、射撃教習の用途に供するため必要な獣銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを当該教習射撃場に備え付けて置かなければならぬ。ただし、教習射撃場の指定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。

2 教習射撃場を設置する者は、前項の獣銃を備え付けた日から起算して十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、当該備え付けた獣銃(以下「教習用備付け銃」という。)について、その種類ごとの数その他の内閣府令で定める事項を、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出なければならない。届出に係る事項に変更があつた場合も、同様とすることができる。

3 都道府県公安局委員会は、内閣府令で定めるところにより、教習射撃場を設置する者に対しことを管理する者が行う。

2 教習射撃場を管理する者は、教習用備付け銃を内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により保管しなければならない。

(練習用備付け銃であるものを除く。)の提出を命じ、提出された猟銃を仮領置するものとする。

(射擊練習)

第四条第一項第一号の規定による猶
許可を受けた者若しくは受けようと

練習用備付け録

号に定める者」と、「教習資格認定証」とあるのは「練習資格認定証」と読み替えるものとする。

都道府県公安委員会は、教習用備付け銃に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していないと認めるとき、その他危害予防上必要があると認めるときは、当該教習射撃場を管理する者に対し、期間を定めて、保管の設備又は方法の改善を命じ、その他危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

教習射撃場を管理する者は、教習用備付け銃を失し、又は盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

4 前項の規定により猟銃を仮領置した場合において、当該射撃場を設置する者又はその者からして、当該猟銃の売渡し、贈与、返還等を受けた者であつて、当該猟銃を適法に所持することができるもののが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該猟銃をその者に返還するものとする。

5 第八条第九項及び第十項の規定は、第三項の規定により仮領置した猟銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは、「第九条の八(第三項)」と、「前項」とあるのは、「第九条の八(第四項)」と読み替えるも

（練習射撃場の指定等）

2 第四条第一項第一号の規定による簡略の所持する。

第九条の六第二項及び第三項並びに第九条の七の規定は、前項の規定により備え付けを撇流

銃を使用させてはならない。
（教習射撃場の指定の解除等と教習用備付け銃
の仮置き）

第九条の九 都道府県公安委員会は、獣銃又は空氣銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとする獣銃又は空氣銃の選定に資するため、獣銃又は空氣銃に係る指定射撃場のうち、次の各号のいずれにも該当

又は空気銃（以下「練習用備付け銃」という）について準用する。この場合において、これらの規定中「教習射撃場」とあるのは「練習射撃場」と、第九条の七第五項中「射撃教習を受け

委員会は、第九条の四第一項の指定を解除し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその期間内における射撃教習に基づき第九条の五第五項の教習修了証明書を交付することを禁止することができる。

一 教習射撃場が第九条の四第一項各号の内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合

二、獵銃等射撃指導員として指定された者のうちのものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の獵銃又は空氣銃に係る練習射撃場として指定することができる。

一、当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合していること。

ときは、その所持しようとする猟銃又は空気銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃練習を行いう資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者に該当する場合を除き、その認定を行

2
第九条の四第一項及び第三項の規定は練習射
ちから、射撃練習を行う者に対し指導又は助
言を行う者（以下「練習射撃指導員」とい
う。）が選任されていること。

い。練習資格認定証を交付しなければならない。
一 第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けようとする者 第五条の第四第

撃指導員の選任及び解任について、同条第四項の規定は練習射撃場の指定について準用する。この場合において、二二〇九規定中「教習射撃

二 一項ただし書に規定する者
第四条第一項第一号の規定による空氣銃の
所持の許可を受けようとする者 第五条（第

この場合においては、練習射撃場」と、同条第三項「又はこの法律若しくはこれに基づく命令の中規定に違反したことき」とあるのは、「この法律若

二項から第四項までを除く。次号において同じ。)の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許

規定による指名を除く場合は、この指名は、
しくはこれに基づく命令の規定に違反したと
き、又は第九条の十一第三項の規定による指名

可を受ける資格を有しないと認められる者
三 第四条第一項第四号の規定による空氣拳銃

を受けた場合において当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したとき（当該練習射

の所持の許可を受けようとする者 第五条の許可の基準に適合しないため同号の規定による空氣拳銃の所持の許可を受ける資格を有しない場合

監指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことが証明されたときを除く。」と読み替えるものとする。

3 第四条の二及び第九条の五第三項の規定は前項の認定について、第五条の三第三項の規定は練習資格認定証について準用する。この場合にないと認められる者

五 練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の四第二項の規定、前条第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

都道府県公安委員会は、前項の規定により第九条の九第一項の指定を解除した場合においては、当該射撃場の設置者等に対し前条第一項の規定により備え付けられた猟銃（教習用備付け銃であるものを除く。）又は空氣銃の提出を命じ、提出された猟銃又は空氣銃を仮領置するものとする。

前項の規定により猟銃又は空氣銃を仮領置した場合において、当該射撃場を設置する者又はその者から当該猟銃若しくは空氣銃の売渡し、贈与、返還等を受けた者であつて、当該猟銃又は空氣銃を適法に所持することができるものが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該猟銃又は空氣銃をその者に返還するものとする。

第八条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した猟銃又は空氣銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは、「第九条の十二第二項」と「前項」とあるのは、「同条第三項」と読み替えるものとする。

（年少射撃資格の認定）

第九条の十三 政令で定める運動競技会の空氣銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適當であるとして政令で定める者から推薦された者で十歳以上十八歳未満であるもののうち、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の指導の下に当該空氣銃射撃競技のための空氣銃の射撃の練習を行い又は当該空氣銃射撃競技に参加するため、当該猟銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空氣銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該猟銃等射撃指導員の氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けな

ければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

一 第五条第一項第二号から第十八号までのいずれかに該当するとき。

二 次条第二項の年少射撃資格講習修了証明書の交付を受けていないとき。

都道府県公安委員会は、前項の規定による資格の認定（以下「年少射撃資格の認定」という。）をする場合においては、同項に規定する猟銃等射撃指導員を明示した年少射撃資格認定証を交付しなければならない。

第七条第二項の規定は前項の規定による年少射撃資格認定証の交付を受けた者について、同条第三項の規定は年少射撃資格認定証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「生じた場合」とあるのは「生じた場合（猟銃等射撃指導員に変更があつた場合を除く。）」と、「住所地（前条の外国人については、現在地。以下同じ。）又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

（年少射撃資格の認定のための講習会）

第九条の十四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとする者の受講者として、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関する必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付しなければならない。

第五条の三第三項の規定は前項の年少射撃資格講習修了証明書について、同条第四項の規定は第一項の講習会について、それぞれ準用する。

（年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納）

第九条の十五 年少射撃資格の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その効力を失う。

二　一年少射撃資格者が十九歳に達した場合
三　年少射撃資格者が十九歳に達した場合
四　年少射撃資格者が第三条第一項第四号の八の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の当該許可に係る空氣銃の全てについて、当該許可が失効し、又は取り消された場合

第八条第二項の規定は、年少射撃資格者が死亡したことにより当該年少射撃資格の認定が失効した場合について準用する。この場合において、同項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、「許可が」とあるのは「年少射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

(クロスボウ射撃資格の認定)

第九条の十六　第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者又は受けようとする者(第五条の二第七項第一号に掲げる者に限る)のうち、次条第二項第二号の二に規定する場所において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持しようとする者は、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、その資格の認定を受けなければならぬ。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条(第二項から第四項までを除く)の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当する場合を除き、その認定を行い、クロス

二 第五条第一項第三号から第五号までのいづれかに該当するに至つた場合

三 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合

2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分（第十条の九第二項の指示を含む。）に違反した場合においては、当該年少射撃資格の認定を取り消すことができる。（聴聞の方法の特例）

第十二条 第十一条第一項から第七項まで又は前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法（平成五年法律第八十九号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合には、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

3 第十一条第一項から第七項まで又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。（行政手続法の適用除外）

第十二条の二 都道府県公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第五条第一項第三号から第五号までのいづれかに該当すると認められた者について行う第十一条第一項又は第十一条の三第一項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。（報告徴収等）

第十二条の三 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項及び第三項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者が当該年少射撃資格の認定を受けた後も引き続き第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるとときは、公務所、公私その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。（調査を行つてある間における銃砲等又は刀劍類の保管）

第十三条の三 都道府県公安委員会は、第四条又

は第六条の規定による銃砲等又は刀劍類の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為

をし、かつ、その者のこれらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八条号に該当する疑いがあると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二条の三の規定による受診命令、前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行つて、その者に当該許可に係る銃砲等又は刀劍類を保管させていることが適當でないと認めるときは、その者（その者の所在不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀劍類の提出を命ぜ（検査）

第十三条 都道府県公安委員会は、第四条第一項の規定による許可を受けた獵銃若しくは第一号の規定による許可を受けた獵銃若しくは

空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を受けた銃砲等又は刀劍類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に、あらかじめ日時及び場所を指定して、当該銃砲等又は刀劍類を所持する者に對し、当該銃砲等若しくは刀劍類、許可証若しくは第十条の五の二の帳簿を提示させ、質問し、又は当該銃砲等若しくは刀劍類、許可証若しくは第十条の五の二の帳簿を当該

空気銃又はクロスボウを当該用途に供しているかどうかについて必要な報告を求めることができる。（公務所等への照会）

第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項及び第七項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるとときは、公務所、公私その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（調査を行つてある間における銃砲等又は刀劍類の保管）

第十三条の三 都道府県公安委員会は、第四条又

は第六条の規定による銃砲等又は刀劍類の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為

をし、かつ、その者のこれらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八条号に該当する疑いがあると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二条の三の規定による受診命令、前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行つて、その者に当該許可に係る銃砲等又は刀劍類を保管させていることが適當でないと認めるときは、その者（その者の所在不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀劍類の提出を命ぜ（検査）

じ、当該調査を行う間、提出された銃砲等又は刀劍類を保管することができる。所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により銃砲等又は刀劍類を保管した場合において、当該銃砲等又は刀劍類を所持する者に對しては、同号の規定による許可を受けた者若しくは刀劍類、許可証若しくは第十条の五の二の帳簿を提示させ、質問し、又は当該銃砲等若しくは刀劍類、許可証若しくは第十条の五の二の帳簿を当該

空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を受けた銃砲等又は刀劍類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に、あらかじめ日時及び場所を指定して、当該銃砲等又は刀劍類を所持する者に對し、当該銃砲等若しくは刀劍類、許可証若しくは第十条の五の二の帳簿を提示させ、質問し、又は当該銃砲等若しくは刀劍類、許可証若しくは第十条の五の二の帳簿を当該

空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうかについて必要な報告を求める

ことができる。（公務所等への照会）

第十三条の四 第四条の四第一項の規定による銃砲等又は刀劍類の確認並びに許可証又は年少射撃資格認定証の書換え、再交付及び返納に関する必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

（都道府県公安委員会の間の連絡）

第十三条の四 第四条の四第一項の規定による銃砲等又は刀劍類の確認並びに許可証又は年少射撃資格認定証の書換え、再交付及び返納に関する必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定によ

る登録をした場合においては、速やかにその旨

の任命及び職務（同項の鑑定の基準及び手続そ

の他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で

定める。

2

都道府県の教育委員会は、第一項の規定によ

る登録をした場合においては、速やかにその旨

の任命及び職務（同項の鑑定の基準及び手続そ

の他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で

定める。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基

いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定によ

る登録をした場合においては、速やかにその旨

の任命及び職務（同項の鑑定の基準及び手続そ

の他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で

定める。

2

都道府県の教育委員会は、第一項の規定によ

る登録をした場合においては、速やかにその旨

の任命及び職務（同項の鑑定の基準及び手続そ

の他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で

定める。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基

いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定によ

る登録をした場合においては、速やかにその旨

の任命及び職務（同項の鑑定の基準及び手続そ

の他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で

定める。

2

都道府県の教育委員会は、第一項の規定によ

る登録をした場合においては、速やかにその旨

の任命及び職務（同項の鑑定の基準及び手続そ

の他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で

定める。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基

いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定によ

る登録をした場合においては、速やかにその旨

の任命及び職務（同項の鑑定の基準及び手続そ

の他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で

定める。

2

都道府県の教育委員会は、第一項の規定によ

る登録をした場合においては、速やかにその旨

の任命及び職務（同項の鑑定の基準及び手続そ

の他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で

定める。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基

いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定によ

る登録をした場合においては、速やかにその旨

の任命及び職務（同項の鑑定の基準及び手続そ

の他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で

定める。

2 銃砲又は刀劍類の所有者（所有者が明らかでない場合においては、現に所持する者。以下同

じ。）で前項の登録を受けようとするものは、

（登録を受けた銃砲又は刀劍類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等）

第十七条 登録を受けた銃砲又は刀劍類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの

手續により得し

貸付け若しくは保管の委託をした者は、文部科学省令で定める手続により、二十日以内にその旨を当該登録の事務を行つた都道府県の教育委員会に届け出なければならない。貸付け又は保管の委託をした当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研修若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。

3 都道府県の教育委員会は、第一項の届出を受理した場合においては、速やかにその旨を当該届出に係る銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第十八条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれららの保管を委託し、又はこれらを他人をして運送させる者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれららの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けはならない。

(刀剣類の製作の承認)

第十九条の二 美術品として価値のある刀剣類を製作しようとする者は、製作しようとする刀剣類ごとに、その住所の所在する都道府県の教育委員会(政令で定める場合にあつては、文化庁省令で定める手続により、承認の申請をしなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、文部科学省令で定める手続により、承認の申請をしなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による承認をした場合は、速やかにその旨を都道府県公安委員会に通知しなければならない。

4 第一項の承認に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

第十九条及び第二十条 削除
(所持の態様についての制限)
第二十一条 第十条(第二項各号を除く。)の規定は、第十四条の規定による登録を受けた銃砲

又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「正当な理由に基づいて使用する」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

第二十一章 雜則
(譲渡の制限)

第二十二条の二 武器等製造法の武器製造事業者、獣銃等製造事業者若しくは獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者は、第三条の七の規定により譲渡しが禁止される場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により、譲受人が第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号に該当することを確認し又は譲受人から第七条第一項の許可証の提示を受けた場合でなければ、銃砲等又は刀剣類(第三条第一項第六号に掲げるものを除く。)を譲り渡してはならない。

2 第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者又は教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者は、第三条の七の規定により譲渡しができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡され、又は貸し付けられることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により譲受人若しくは借受人が第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号若しくは第十四号に該当することを確認し又は譲受人若しくは借受人から第七条第一項の許可証の提示を受けた場合でなければ、銃砲等又は刀剣類を譲り受けた場合においては、准空気銃の所持による場合を除いては、模造刀剣類(金属で作られた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)

第三条第一項第六号に掲げるものを除く。)を譲り渡してはならない。

2 第二十二条 何人も、業務その他の正当な理由による届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

(模造拳銃の所持の禁止)

第二十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(事故届)

第二十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

2 警察官は、前項の規定の履行を確保するため、銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証、年少射撃資格認定証又は登録証を常に携帯していなければならない。

3 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求めることができる。

2 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合において同じ。を所持してはならない。ただし、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための模造拳銃の製造又は輸出を業とする者(使用者を含む。)が、その製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合は、この限りでない。

3 前項のただし書の届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める。

(準空気銃の所持の禁止)

第二十五条 銃砲等又は刀剣類等の一時保管等の所持の目的の模擬銃器の所持の禁止)

第二十六条 銃砲等又は刀剣類等を携帶し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示

であつて空気銃に該当しないもののうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人を傷害し得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。)を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三 前二号の所持に供するため必要な準空気銃の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者の譲渡しのための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者(使用者を含む。)がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合

五 前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)

第二十七条 何人も、業務その他の正当な理由による届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

(模造拳銃の所持の禁止)

第二十八条 何人も、模造拳銃(金属で作られ、かつ、拳銃に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。以下この項目において同じ。)を所持してはならない。ただし、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための模造拳銃の製造又は輸出を業とする者(使用者を含む。)が、その製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合は、この限りでない。

2 前項のただし書の届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める。

(銃砲刀剣類等の一時保管等)

第二十九条 銃砲刀剣類等を携帶し、又は運搬する者は、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証、年少射撃資格認定証又は登録証を常に携帯していなければならない。

2 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

又は獣銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。)を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三 前二号の所持に供するため必要な準空気銃の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者の譲渡しのための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者(使用者を含む。)がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合

五 前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)

第二十条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十一条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(事故届)

第二十二条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(発見及び拾得の届出)

第二十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

(事故届)

第二十四条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。

2 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

2 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

2 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の三 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持した場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

2 前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係る拳銃等を、当該拳銃等に適合する実包又は当該拳銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、三年以上前の有期懲役に処する。

3 次の各号に掲げる規定の違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

一 第一項前段 一年以上十五年以下の懲役又は一年以上十五年以下の懲役及び五百円以下の罰金

二 第一項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び七百万円以下の罰金

三 前項 五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金

4 第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。

第三十一条の四 第三条の七又は第三条の十の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期懲役又は三年以上の有期懲役及び一千円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の五 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持する者が当該拳銃等を提出して自首したときは、当該拳銃等の所持についての第三十一条の三の罪及び当該拳銃等の所持に係る二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の六 偽りの方法により拳銃等の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合には、当該違反行為をした者は、十一年以下の懲役又は二百万元以下の罰金に処する。

第三十一条の七 第三条の六の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の八 第三条の三第一項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の九 第三条の九又は第三条の十二の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十 第三条の三第一項の規定に違反して拳銃実包を所持する者が当該拳銃実包を提出して自首したときは、当該拳銃実包の所持についての第三十一条の八の罪及び当該拳銃実包の所持に係る譲受けについての前条第一項又は第二項の各号の未遂罪は、罰する。

第三十一条の十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項の規定に違反して銃砲等(拳銃等及び獣銃)を除く。第四号及び第三項において同じ。又は刀剣類を所持したとき。

二 第三十一条の二第一項の規定に違反したとき。

三 第三十一条の八又は第三条の十一の規定に違反したとき。

四 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき。

五 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けたとき。

第三十一条の十二 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の三の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十三 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資本、艦船又は航空機(以下この条において「資本」という。)を提供した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十四 第三十一条の二第三項及び二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第三十一条の十五 第三条の七及び第三条の十の規定により禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと受け取った場合は、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項の規定に違反して銃砲等(拳銃等及び獣銃)を除く。第四号及び第三項において同じ。又は刀剣類を所持したとき。

二 第三十一条の二第一項の規定に違反したとき。

三 第三十一条の八又は第三条の十一の規定に違反したとき。

四 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき。

五 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けたとき。

第三十一条の十七 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合は、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十八 第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をした場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して銃砲等を発射した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 前条第一項第三号の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃部品として譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受けた者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第三十一条第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を所持した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十九 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の二十 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の二十一 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の二十二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の八及び第三条の十一の規定により禁止される拳銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと受け取った場合は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第三十一条の八第三項又は第十条の八の二第三項の規定による命令に違反したとき。

定の適用については、新法第五条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第二項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

7 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三八年三月二二日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月一五日法律第四号）七号抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類等の所持取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定による許可を受けているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその所在地を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後に刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は適用しない。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 旧法第四条第一項新法第四条第一項第四号の規定による銃規定によるけん銃の所持の許可

7 旧法第四条第一項新法第四条第一項第三号の規定による銃規定による銃砲の所持の許可

8 旧法第四条第一項新法第四条第一項第五号の規定による銃規定による運動競技用信号刀剣類所持の許可

9 旧法第四条第一項新法第四条第一項第七号の規定による刀剣類の所持の許可

10 旧法第四条第一項新法第四条第一項第七号の規定による刀剣類の所持の許可

11 旧法第四条第一項新法第四条第一項第七号の規定による刀剣類の所持の許可

12 旧法第四条第一項新法第四条第一項第六号の規定による刀規定による刀剣類の所持の許可

13 旧法第四条第一項新法第四条第一項第六号の規定による刀規定による刀剣類の所持の許可

14 旧法第四条第一項新法第四条第一項第六号の規定による刀規定による刀剣類の所持の許可

15 旧法第四条第一項新法第四条第一項第六号の規定による刀規定による刀剣類の所持の許可

16 旧法第四条第一項新法第四条第一項第六号の規定による刀規定による刀剣類の所持の許可

17 旧法第四条第一項新法第四条第一項第六号の規定による刀規定による刀剣類の所持の許可

18 旧法第四条第一項新法第四条第一項第六号の規定による刀規定による刀剣類の所持の許可

附 則（昭和四一年六月七日法律第八〇号）八号抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

1 この法律は、昭和四十二年一月一日から施行する。

（経過規定）

附 則（昭和四六年四月二〇日法律第四八号）八号抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第十条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、第二十二条の次に第二十二条の二を加える改正規定、第三十五条规定の改正規定（第十条の三第一項及び第二十二条の三に係る部分を除く。）及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過規定）

1 この法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可に係る銃砲で新法第五条第二項の政令で定める基準に適合しないものを所持している者は、この法律の施行後二月以内に、政令で定めるところにより、その銃砲を当該基準に適合

するよう

に措置しなければならない。

この場合において、その措置がとられたときは、当該銃砲について新法第十条の二の規定を適用する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過規定）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第十条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、第二十二条の次に第二十二条の二を加える改正規定、第三十五条规定の改正規定（第十条の三第一項及び第二十二条の三に係る部分を除く。）及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過規定）

1 この法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可に係る銃砲で新法第五条第二項の政令で定める基準に適合しないものを所持している者は、この法律の施行後二月以内に、政令で定めるところにより、その銃砲を当該基準に適合

するよう

に措置しなければならない。

この場合において、その措置がとられたときは、当該銃砲について新法第十条の二の規定を適用する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過規定）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第十条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、第二十二条の次に第二十二条の二を加える改正規定、第三十五条规定の改正規定（第十条の三第一項及び第二十二条の三に係る部分を除く。）及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過規定）

附 則（昭和四三年六月一五日法律第九九号）九号抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第十条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、第二十二条の次に第二十二条の二を加える改正規定、第三十五条规定の改正規定（第十条の三第一項及び第二十二条の三に係る部分を除く。）及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過規定）

3 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第二号の規定により当該麻酔銃について所持の許可を受けた者とみなす。

1 この法律による許可を受けて猟銃を所持している場合において、当該猟銃が新法第五条の二第三項のライフル銃であるときは、当該許可を受けている者については、この法律の施行の日から五年間は、当該ライフル銃に関する限り、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該許可は、同項の規定が適用されることとなつた日に、その効力を失う。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五二年六月一日法律第五七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第二十二条の三を第二十二条の四とし、第二十二条の二の次に一条を加える改正規定、第三十二条规定中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定、第三十五条第一号の改正規定及び第三十七条の改正規定（第三十二条に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年五月二十四日法律第六号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請している者に対する許可の基準については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第五条第四項及び第五条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

3 旧法第五条の三第二項の規定により交付された証明書は、この法律の施行の日に新法第五条の三第二項の規定により交付された講習修了証明書とみなす。

抄 附 則 (昭和五二年六月一日法律第五七号)

- 都道府県公安委員会は、この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対し、この法律の施行後最初に、新法第四条第一項第一号の規定による許可をする場合又は新法第七条の三第二項の規定による許可の更新をする場合においては、新法第七条の規定にかかわらず、その者に対し、当該許可又は更新に係る可証でその者が現に許可を受けて所持するすべての猟銃又は空気銃の許可に係る事項を記載したものをその者に有するすべての許可証と引換えに交付することができる。

この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に係る当該許可の有効期間は、新法第七条の二の規定にかかるわらず、旧法第七条の一第一項の規定による許可の期間が満了する日の後のその者の最初の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とする。

この法律の施行前に失効した許可（旧法第八条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。）に係る銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者は当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した者がこの法律の施行の際現に所持する場合においては、新法第八条第六項及び第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に旧法第十一条第五項の規定により仮領置している銃砲又は刀剣類は、当該仮領置した日に新法第十二条第五項又は第六項の規定により仮領置したものとみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年六月二〇日法律第七六号抄）

この法律は、昭和五十四年四月十六日から施行する。ただし、第一条ノ四第五項の改正規定、第五条第一項の改正規定（「二年」を改める部分を除く。）、第八条の改正規定（「本法又ハ本法ニ基ギテ発スル總理府令若ハ都道府県規定」及び同条を第八条ノ八とする改正規定、第十条の改正規定、第十一条ニ二項を加える改正規定、第十二条第二項に後段を加える改正規定

定、第十九条の改正規定（「狩獵免許」とび「狩獵免状」を改める部分を除く。）、第二十条の改正規定、第二十条ノ二の改正規定（「本法又ハ本法ニ基ギテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を改める部分に限る。）、第二十条ノ四及び第二十条ノ六の改正規定、第二十一条第一項の改正規定（「若ハ其ノ更新登録」を加える部分を除く。）、第二十二条ノ二本文の改正規定、第二十三条の改正規定（「第十四条第三項」を改める部分を除く。）、第二十四条の改正規定並びに次項、附則第五項から第七項まで、附則第九項（「許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者」を加える部分に限る。）、附則第十項及び附則第十二項の規定（以下「改正規定」という。）は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前又は改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月二一日法律第五号）

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五条第一項第四号及び第五号の改正規定（「三年」を「五年」に改める部分に限る。）、同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五条の二の改正規定（第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）、第八条第一項第六号の改正規定、第十二条第一項の改正規定（「第五条の五」を削る部分を除く。）並びに第二十九条の表の改正規定（「許可証」の下に「第九条の五第二項の認定証を含む。」を加える部分を除く。）は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第五条の五の規定により猟銃の所持の許可を受けている者については、当該許可の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

前項に規定する者に係る射撃教習における教習射撃指導員の猟銃の所持については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年五月二一日法律第五
五号）

- 4 この法律の施行の際現に旧法第四条若しくは第六条の規定による銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は旧法第七条の三の規定による獵銃若しくは空氣銃の所持の許可の更新を申請していける者の申請書及びその添付書類は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第四条の二（第六条第三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。）による申請書及びその添付書類とみなす。

5 この法律の施行前一年内に交付された旧法の規定による合格証明書又は教習修了証明書（附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に係る合格証明書又は教習修了証明書を含む。）は、新法の規定による合格証明書又は教習修了証明書とみなす。

6 この法律の施行の際現に都道府県公安局委員会に対してされている旧法第五条の五の規定による獵銃の所持の許可の申請は、この法律の施行の日から起算して十四日を経過する日までの間に申請者が申し出たときは、当該申請に基づき新法第五条の四第一項の技能検定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法の規定により指定射撃場又は教習施設は、新法の規定により指定射撃場又は教習射撃場として指定されたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧法第十条の三第二項の規定により銃砲を保管する者に係る銃砲の保管の設備及び方法については、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までの間は、新法第十条の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 附則第一項ただし書に規定する改正規定（以下この項において「改正規定」という。）の施行の際現に改正規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第五条の五の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けている者に対する当該許可の取消しその他の処分（第七条の三第二項の規定による許可の更新を除く。）に関する事由については、改正規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前にした行為及びこの法律の場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

を発射した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七条 附則第二条第三項において準用する新法の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八条 附則第二条第三項において準用する新法第二十一条の二第二項の規定に違反して特定クロスボウを譲り渡し、又は貸し付けた場合は、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九条 附則第二条第三項において準用する新法第二十一条の二第二項の規定に違反して特定クロスボウを譲り渡し、又は貸し付けた場合は、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十条 附則第六条から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 附則第二条第三項において準用する新法第二十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十四条 附則第三条第五項において準用する新法第十一条第九項の規定による提出命令に応じなかつたとき。

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、附則第八条第九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條	この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇	一 附則第七条の規定 公布の日 (政令への委任) 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 各号に定める日から施行する。 一 附則第七条の規定 公布の日